

町有地の不法占有に対し

大津地裁「損害請求を怠ることは違法」

甲良町・無法放置 土地裁判とは

2006年1月に住民5人が、山崎義勝町長(2009年11月から北川豊昭町長)を相手に、「山本氏に5,331万3,057円の損害を求めよ」と起こした裁判。同和対策の宅地分譲事業で51ヶ所・約1万6千㎡の宅地が未処分のまま、長いものでは20年を超え放置。その内23ヶ所で代金が未納のまま住宅建設や車庫・庭石設置などを町当局が黙認。当局は監査委員や西澤議員の指摘を受けるまで、代金の請求も退去通知もナシ。

住民側は前町長・山本日出男氏の「任務懈怠」が原因であると主張。宅地分譲の契約書がほとんど存在しないなど、通常では考えられないズサン行政事務が明らかに。その原因と責任の解明を求め、「残地」の早期売却を求めています。合わせて、このズサン行政の背景となった同和特別事業の終結が必要であることも強調していました。2011年3月24日、大津地裁で、「町は、町長であった山本日出男氏に約73万と利息を請求せよ」と判決。同年4月9日判決が確定し、山本元町長は町に約117万円を納入。裁判は終了。現在(3月議会・課長答弁)20ヶ所が解決、31ヶ所が残っています。

土地裁判原告団ニュース

2011年6月19日

発行責任：甲良町無法放置土地裁判原告団

団長：西澤伸明

犬上郡甲良町在士463 Tel.Fax38-4949



住民「一部勝訴」が確定

去る3月24日住民5人が原告として訴えていた裁判(2006年1月に提訴)の判決が大津地裁で言い渡され、原告、被告(町)とも控訴せず確定(4月9日)。4月27日の臨時議会全協で町の担当課から経過報告がありました。このほど原告団長の西澤議員が次の談話を発表しました。

30年近くも放置

1 「甲良町無法放置土地裁判」では、同和対策事業の目的、関係法令の趣旨、とりわけ「完了届」が提出されていることから見ても、「地区住民に分譲する」という目的に沿って本件土地が20年をこえて30年近く処分されて

おらず、同和対策事業を推進する法律が全て失効してから早13年(現在)放置そのものが違法であり、そのうえ、不法に占有されている実態にもかかわらず何ら賃料等を請求しておらず山本町長は町に損害を与えてきた、と私達は主張してきました。

「73万円を請求せよ」

2 今回、示された判決は、私達が主張した損害額約4700万円(提訴時は約5331万円)に比べて、73万3932円と支払いま

での利息(合計で約117万円)と大変少額ではあるものの「一部勝訴」でした。

放置・免除ゆるされず

3 「勝訴」の内容

不法占有に対する損害賠償請求を怠る事実の違法性は、

5か所(放置土地51ヶ所の内から裁判長の提起を受け入れ絞った)の内、不法占有されている3ヶ所を全て「不法」と認め「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、」地方公共団体の長には債権の回収が不可

(裏面につづく)



約950㎡の町有地がほったらかし

同和対策事業の公正な後始末を

能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使または不行使についての裁量権を有しないと言うべきである。」と断定。山本町長が退任するまでの平成17年11月9日までに「損害賠償請求権を行使しなかつ



121㎡ 駐車場に使い、汚水マス・水道メータ設置にもかかわらず、代金徴収ナシ

た」として「財産の管理を違法に怠る事実にあたる」と明快に断罪。町側の「県との協議が整っていない」などの言い訳を一切退けました。

過失についても、監査委員が不法占有を指摘しているにもかかわらず「損害賠償請求権を行使しなかった」もので「財産の管理を怠る事実にあたる」と認定。町の主張を退け、当然の判断を示したものと評価できます。

遅延した正当な理由ナシ

4 今回の判決で、もう一つ注目される判断は、同和対策事業の終期である平成14年3月31日から少

なくとも5年経過しても、なおかつ、その目的で取得した土地の払下げ等が遅延したことは「裁量権を逸脱したものとして違法と言わざるをえず」と述べています。その上、「遅延した」という町の主張には「正当な事由に該当すると評価しうる事情は見出し難い」とまで断定。しかし、「処分をしなかった」違法性については、山本町長が、平成14年から5年である平成19年には在任しておらず、17年で退任していることをもって、「違法」を適用しなかったにすぎません。

判決の積極面を生かして

5 このように私達の主張が採用されなかった部分はありましたが、不法占有の土地についての損害賠償を請求しなかったことやその違法性について認定したことを、今回除外した土地(46ヶ所)で不法占有や不当性が客観的に明らかなものは、今後、議会などの場で活用していきたいと思います。

裁判を提起してから丸5年、「同和対策事業の公正な後始末」との課題にとって、大変意義深いものがあつたと思います。

原告団長 西澤伸明

認定された損害が 少な過ぎる

丸山光雄議員の談話

私は、この土地裁判には加わっていませんが、町有地が勝手に使われているのに、「行政は代金も、損害金も請求すらしらないのは違法」との判決が出されたのはごく当たり前の判断だと思えます。むしろ、ほつたらかしの期間が10年以上あるのに、裁判で認められた損害が少な過ぎると思えます。同和対策事業であれ何であれ、ダメなものはダメと言える町政、住民関係をつくる必要を痛感しています。

裁判費用 募金のお願い

2005年10月住民監査請求から始まった住民訴訟は証拠集めや被告(町)が提出した証拠書類の解説、県への資料請求、それらを基にした反論書・陳述書づくりと大変な労力が必要でした。何よりも彦根共同法律事務所の元永弁護士、高橋弁護士のお力添えなしにはあり得ないことでした。弁護士費用・実費だけでも約75万円が必要でした。町行政のゆがみを正すたかひの一つとして進めたこの「土地裁判」の費用に対し、募金をお寄せいただきますよう心よりお願いいたします。

不適切な表現のお詫び

このたび、無法放置土地裁判において、原告一部勝訴になりましたが、「甲良民報」368号(2007年11月11日付け)同捉会長(故人)に関する記事その他で不適切な表現・公表がありました。私達の提起した裁判は、行政の怠慢を問うことが主題であり、施策を受ける住民を問題にしたわけではありません。しかし、私達の主張を公表するに当たって、「豪邸」など個人生活に配慮を欠いた表現となり、関係者に少なからぬご迷惑をおかけしたことに對し、その表現を削除し、改めてこの機会にお詫び申し上げます。